

群馬県は、政策・制度支援策の活用を奨励、推進させ企業・産業の『新分野進出や、これまでに無い技術開発と企業化を支援し、本県産業の活性化を中長期的な視点に立ち振興と発展を図るため。』とした理念の『中小企業新分野等開拓資金（新製品企業化等関連）』融資制度を、県が金融機関と協力して行なうとして実施した。融資制度貸付金により研究・開発される企業製品を【新分野進出・企業化新製品】と定め、産業の振興と発展を恒久的に支援するとしている。

また、“ものづくり立県ぐんま”を旗印とした「特許を有する、または出願中の企業。特許は有していないが、特許同等の技術を有する企業。他社の追従を許さない独自の技術を有する企業。」を対象に『企業の誇りうる技術、これはといえる技術を開発し、保有し、改善し続ける事であり、これなしには本県ものづくり産業の発展はありえない。』とした理念による『一社一技術』選定制度を施行し、届け出る技術・製品を評価、評定、審査の後企業選定を行っている。選定企業が開発した製品の製造販売を認証し事業化を支援するとして、公に公表(県・URL:一社一技術)を行っている。

1. 県は、政策・制度支援策を活用する企業に届け出る技術・ノウハウの開示を義務付け、新規性を有する事を条件に確認、審査の後【製品は防災処理木材である。従来木材は燃えやすい材料であるが、特殊配合の水溶性無機防火剤を含浸処理する事により自己発火性の無い木材を提案している。この薬剤処理ノウハウに新規性がある。】とした技術・製品を承認、登録【平成 6 年・(株)ティピイエス三邦本社・代表取締役・赤澤美代子】同時に融資制度の認可を行った。私財と個人を担保とし、保証協会が保証する貸付金(金利と保証料負担)で研究・開発された【新分野進出・企業化新製品】と定める企業製品の後追い製作を公金により行い。財産とするため特許出願、実施権契約後、複数の事業者を実施料を徴収する製造販売を行わせ、民間事業に参入するとする。

また『一社一技術』選定制度により【平成 13 年「木材の不燃化技法」(株)耐炎木材計画研究所・代表取締役・中村彰男】が届け出た技術・製品を評価、評定、審査『一社一技術選定企業』とした。選定企業を支援するとし公表する【製品名・耐炎木材。国土交通大臣認定・準不燃(平成 15 年 5 月・QM-0158)】を「御社の製品は、耐候性・防カビ・抗菌性能等の優れた付加性能を有すると承知しております。」とし、既存する企業製品である事を確認している。

企業、県民の安心・安全・財産を守るべき県が、一方的に特定企業ありきの企業製品後追い製作を公金により行い。財産とするため特許出願、国土交通大臣認定・準不燃(平成 16 年 2 月・QM-0236)を取得。実施権契約後、複数の事業者を実施料を徴収する製造販売を行わせ、民間事業に参入するとする。

2. 県の、支援するとする『一社一技術選定企業』の一商材しか無い、選定製品後追い製作は。選定後 1 年も経たず特定企業の開発依頼を受け、同等製品製作会社である(株)日本防災化学研究所(東京都)と提携契約を平成 14 年 5 月締結。欠点を克服したとする同社製品を、県は自らが研究・開発を行ったとして財産にする(製品名・ヒヨケール)を特許出願、国土交通大臣認定を取得した。

その上県は、『中小企業新事業活動促進法』に基づく経営革新計画の承認を行っている。承認の条件に「経営革新の事業内容が、本県中小企業者において未だ一般化されていない新たな試みであること。」とある条件を排除。支援するとし自ら選定した一社一技術選定製品の後追い製作を公金で断行。平成 17 年 6 月『別技術「木製ガードレール」で選定した。一社一技術選定企業・佐々木木材防腐(株)』(弊社共の乾燥業務委託企業)に承認の条件に反し、選定製品・耐炎木材を、財産としたヒヨケールの利益に置き換える製造・販売ライセンスを与えている。製造販売を「優遇・育成を図り」行わせ、優先採用し、実施料を徴収する民間事業へ参入している。

しかも製造販売したヒヨケールに不具合を発生させ、原因を業者の施工不良によるものとし、修復をヒヨケールで行わず一般木材で行い。弊社共の信頼を失墜させ、改善・向上を計り継続するとする。群馬県警察の事情聴取が、県が断行した行為の経緯について行われている。

3. 県は、政策・制度支援策の実施者である。政策・制度活用企業の技術・製品を一本釣りし、新規性が有るとして、新分野開拓・目的融資制度の認可を行い、貸付金(金利と保証料負担)で開発させた企業製品。及び一社一技術選定企業製品の後追い製作を実施者が行うは。権利なのか。正当なのか。実施者による後追い製作を合法とする融資制度は不適切融資ではないのか。の質疑に対し「県融資制度は、中小企業の資金繰りや設備投資に対し、資金面から支援を行うものであり、技術を認可したりするものではなく、また融資を受けたことで開発された技術が権威付けられたりするものではありません。」とする。その上、財産とした後追い製作製品を「それぞれの製品は性能、特徴がそれぞれ異なり、性能に応じて使い分ければ、様々な用途に使用可能で、それぞれの販路は十分確保できると考えます。」とする。後追い製作を認め、正当とし容認せよとする。さらに『一社一技術』は「県内中小企業の技術力の向上を促そうとするものであり、他の技術、企業を排除するものではない。」とするが。県の行為は排除であり、侵害、不公正、差別、虐待、弾圧、犯罪的行為と解釈している。

政策・制度活用企業・開発製品は、県に否定・排除されたものと判断され、県製品の下野とみなされ市民権を得る事も出来ず、販売、改善、向上、新製品開発も行えない。承認、選定、登録され、支援を行うとされた企業・製品は存在していない。法と道義と倫理の崩壊である。

4. 県の行為は、自らの政策・制度を否定、排除する二元手法である。政策・制度活用事業者が届け出を行い、県に確認・承認・選定され、登録した技術・製品の排除である。さらに保全・保護・担保としない侵害、差別、不正競争であり。パイオニア企業・産業と県民を愚弄した虐待であり、潰し行為と解釈する。として平成16年12月・県の行為に質疑を行った。1ヶ月後には回答すると確約した県は、回答も説明も行わず行為を継続させている。

その後も弊社共は、排除され、潰されては成らぬとの思いで質疑と指導願を「知事への手紙」にして、県の行為は政策・制度の理念に整合する正義なのか。権利なのか。政策・制度活用事業を圧迫する不条理な潰し行為ではないのか。不適切融資ではないのか。是々非々が解らず事業は前進か、後退か、撤退か、廃業かの結論を出せない。として提出を重ねてきた。県は質疑趣旨への回答を行わず、「ご指摘、ご質問の回答と対応は差し控える」とする。説明責任を果たすとならない問答無用の対応である。それでも「県は、全ての場面で、全ての県民、事業者に対して、公平、公正、中立の姿勢・態度で接することを原則と考える。」とするに矛盾させ、排除している。

県は行為と対応を正当とし職権とするは、政策・制度活用事業者を破綻させ、県民を破産させる。

企業努力と開発意欲の封鎖であり、企業・産業を疲弊、衰退させ、失業、貧困、絶望への主導である。

生きることさえ否定する弾圧であり、弾劾されるべき行為と解釈している。何をもちたす為の支援策かを明確にし、再発防止制度を確立しなければ、企業、県民は困窮させられ破滅させられる。

弊社共の「木材の不燃化技法」は、循環型資源木材の高度利用と普及拡大を推進させ、森林保護・再生による国土・環境の保全、治水、温暖化防止、地域経済効果、森林資源の次世代への継承等を目標としたオンリーワン技術開発投資を重ね32年。国土交通大臣難燃認定より8年、準不燃認定より7年。国土交通大臣認定企業となり、研究・開発の途上にあります。

私財と個人を担保とし命運を掛けた県融資制度貸付金開発より15年。一社一技術選定企業となり8年。一社一技術選定後1年も経たずの後追い製作に、質疑を開始して5年。県は質疑趣旨に対する回答も説明も行わず行為を継続している。協力金融機関より支援を行うとされ斡旋・実施された群馬県『中小企業新分野等開拓資金』、及び前橋市『研究開発支援資金』の融資制度貸付金事業は。振興、発展、継続不能となり破綻すると判断され。借入企業の責任による一括返済を求めるとし、群馬銀行主導で担保とした私財の売却契約金により返済を強要され実施。その後売却契約は不調となり競売により実行された。

開発投資も設備投資も半生も徒労となり、仕事も施設も設備も私財も生きる手段を失い。県の政策・制度を信頼し協力を要請した株主、協力者、提携企業、人間関係、家族までも崩壊させ失うことになる。

この境遇が、群馬県支援政策・制度を信頼し活用した産業であり、一社一技術選定企業の実態です。